

自立支援医療（育成医療）意見書

フリガナ				性別		男・女		年齢		歳		生 年 月 日					
受診者氏名												平成 年 月 日					
受診者住所																	
病 名		(先天性・後天性) ※該当するものを囲んでください								発症年月日		平成 年 月 日					
障害の種類		下記の (障害を有している ・ 障害を残すおそれがある) ※該当するものを囲んでください															
		01 肢体不自由	02 視覚障害	03 聴覚・平衡機能障害	04 音声・言語・そしゃく機能障害	05 心臓機能障害	06 腎臓機能障害	07 小腸機能障害	08 その他内臓障害	09 免疫機能障害	10 肝臓機能障害						
該当																	
枝番																	
		※ 裏面の別表を参照し、該当するものに「○」をつけ、該当する枝番を記入してください。															
医療の具体的方針		<p>【現在の状況・問題点】</p> <p>【手術を行わない場合の影響・問題点】</p> <p>【治療内容・術式】</p> <p>(注) 訪問看護を必要とされる場合は、訪問看護指示書の写しを添付してください。</p>															
治療	手術日	手術 平成 年 月 日															
	治療見込期間	入院治療期間	年		月		日		～		年		月		日		日間 } 通算 日間 } 日間 } 日間
		通院治療期間	年		月		日		～		年		月		日		
		訪問看護予定期間	年		月		日		～		年		月		日		
医療費概算額	入院治療費					円		} 計			円						
	通院治療費					円					円						
	訪問看護等					円					円						
移送費見込額												円					
医療費及び移送費合計額												円					
治療後における障害の回復状況の見込		治療用補装具（保険適用のもの）の必要性（要・否） 装具名（ ）															
		上記のとおり診断し、その医療費及び移送費を概算いたします。															
		平成 年 月 日															
		指定自立支援医療機関名															
		電話番号															
		担当医師名															
		印															

(裏面)

※ 育成医療の対象となる児童は、下記の「別表」に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する疾患が、当該障害又は疾患に係る医療を行わないときは、将来において「別表」に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる児童であって、**確実な治療の効果が期待できるもの**です。

※ 内臓の機能の障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限ることとし、**いわゆる内科的治療のみのもは育成医療の対象になりません。**

なお、腎臓機能障害に対する**人工透析療法**、腎移植術後の**抗免疫療法**、小腸機能障害に対する**中心静脈栄養法**、心臓機能障害に対する心移植術後の**抗免疫療法**及び肝臓機能障害に対する肝臓移植後の**抗免疫療法**については、それらに伴う医療についても**育成医療の対象となります。**

別表

障害	枝番		
01	肢体不自由	次に掲げる肢体不自由	
		①	一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
		②	一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて、一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
		③	一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
		④	両下肢のすべての指を欠くもの
		⑤	一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
	⑥	①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害	
02	視覚障害	次に掲げる視覚障害で、永続するもの	
		①	両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ0.1以下のもの
		②	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
		③	両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
	④	両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの	
03	聴覚又は平衡機能障害	次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの	
		①	両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
		②	一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
		③	両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
	④	平衡機能の著しい障害	
04	音声、言語又はそしゃく機能障害	次に掲げる音声、言語又はそしゃく機能障害で、永続するもの	
		①	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
	②	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの	
05	心臓機能障害	永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの	
06	腎臓機能障害	永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの	
07	小腸機能障害	永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの	
08	その他内臓障害	永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの（呼吸器、ぼうこう、直腸を除き、先天性の内臓の機能の障害によるもの）	
09	免疫機能障害	永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの	
10	肝臓機能障害	永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの	